

官報 号外

昭和五十七年二月十六日

第九十六回 衆議院會議録 第六号

昭和五十七年二月十六日(火曜日)

議事日程 第九号

昭和五十七年二月十六日
午前零時三十分開議

- 第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第八号)
- 第二 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 第三 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案
(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)
昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- 日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
- 日程第二 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
- 日程第三 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)外二件

保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

人事官任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件
商品取引所審議会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

午前一時二十八分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(福田一君) 昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長栗原祐幸君。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔栗原祐幸君登壇〕

○栗原祐幸君 ただいま議題となりました昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る一月二十五日本委員会に付託され、同月二十九日に提案理由の説明を聴取し、二月九日、十日及び本十六日質疑を行い、その終局後、討論、採決をいたしたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計は、歳入歳出とも、それぞれ三千三百七十二億円を追加するものでありまして、歳入におきましては、租税及び印紙収入について、最近の経済情勢、収入実績等を勘案し、四千五百二十四億円の減少見込みを計上し、他方、公債について、建設公債二千五百五十億円、特例公債三千七百五十億円、合わせて六千三百億円を追加発行を行うとともに、専売納付金及び雑収入で合計千二百億円の増収を見込み、前年度剰余金四百八十四億円の受け入れを行っております。

歳入におきましては、災害復旧費、農業保険費、給与改善費、その他義務的経費など、合計六千二百七十億円の追加を行うとともに、既定経費の節減、地方交付税交付金の減額及び予備費の減額で、合計二千八百九十八億円の修正減少を行っております。

特別会計予算におきましては、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、農業共済再保険特別会計等の入特別会計について所要の補正を行い、また、政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道について所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑のうち、主なものについて申し上げます。

まず、「五十六年度は、当初の見積もりを誤ったため歳入欠陥が生じ、補正予算を編成し公債を増発せざるを得なくなった。今回発表された昨年

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号

昭和五十六年度一般會計補正予算(第1号)外二件

一二六

十二月分の税収を見ると、対前年伸び率は一四・二％であり、四月からの累計でも一〇・三％にすぎず、このまま推移すれば、補正後の見込み額を確保するためには、今後三〇％近くの伸びが必要であり、仮に二〇％の伸びとしても一兆円程度の歳入欠陥となることは明らかである。先日、大蔵大臣は、そのような事態になった場合にはしかるべき責任をとると述べたが、具体的にどうするつもりか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「歳入見積もりというのは非常に困難な作業で、見積もりの時点における利用可能な資料を駆使して、専門的な検討を加えて最善の努力をしているが、なかなか正確を期したい。ことに法人税については、年一回決算の法人が多くなり、法人税収の三分の一を占める三月決算の分は五月に納税されるので、その見通しが立てにくくなっている。また三月の申告所得税の税収も不確定である。今年度は景気の回復が緩やかであり、物価が予想以上に安定したこともあって税収が伸び悩んでいるが、物品税など不足が明らかになったものについて必要な減額補正をしたものであり、したがって、これ以上の税収減になる場合については、いまのところ考えていない」旨の答弁がありました。

次に、「五十六年度の予算でF4ファントム戦闘機に爆撃装置をつけるための改修計画しているが、これは、F4には将来とも爆撃装置はつけないという昭和四十三年の増田防衛庁長官の答弁に抵触しているのではないか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「今回のF4の改修計画は、同機の延命と機能の向上を図るための試験を行おうとするものであるが、F4の採用時に外したのは対地爆撃専用の装置であるのに対して、今回試験的に導入しようとするセントラル・コンピュターは、爆撃のときの計算もできるというものであり、F15と同じ装置をつけようとするものである」旨の答弁がありました。しかし、野党の納得を得ることができず、委員会の審議は中断するに至りました。

その後、与野党間で精力的に協議が続けられた結果、合意に達し、本日の委員会において、鈴木内閣総理大臣から、閣議における意見交換に關しての釈明、並びに今後ともシビリアンコントロールについては絶対に遵守する所存である旨の発言がありました。

以上のほか、日航機の墜落事故、国連軍縮総会に臨む基本方針、日米相互防衛援助協定の細目取り決め、臨調と人事院勧告制度、退職給付引当金、米国の高金利と円相場、貿易摩擦対策、重度心身障害者救済、国鉄の運賃値上げと経営改善等について熱心な質疑応答が行われたのでありますが、詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

本日、補正予算三案を一括して討論に付したところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党は、それぞれ反対の討論を行い、引き続き採決を行った結果、昭和五十六年度補正予算三案は、賛成者多数をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。木島喜兵衛君。

○木島喜兵衛君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました補正予算三案に対し、反対の討論を行います。

鈴木内閣は、本年度予算を財政再建元年予算と位置づけ、一兆四千億の増税と二兆円の特例国債減額を最大の特徴として国民に協力を訴え、一方、財政の前提となる経済については、内需を中心として、景気の浮揚、雇用の安定、貿易摩擦の回避、物価の安定等を国民に約束してきました。しかるに、半年も経過することなくして破綻が露呈し始め、以来、事態はいよいよ深刻の度を深め、当初の公約はことごとく崩壊し、政治生命をかけたという財政再建も、いまや完全に不可能という局面を迎えているのであります。確かに、内需拡大を経済、財政の中心に据えた基本方針は誤りなかったのですが、その基本方針と個別政策の不一致が破綻の原因であります。

鈴木内閣の増税なき財政再建というキャッチフレーズにかかわらず、収入が一％ふえれば税金が二・五％ふえるという急激な所得税の実質増税が四年間続けられたため、勤労家計の可処分所得は、社会保険料の増大と相まって上昇せず、政府の租税政策の失敗が景気回復の足かせとなって、それが税の減収になるという悪循環を引き起こしているのであります。

低い賃金の引き上げと、その大企業と中小企業、零細企業の格差の拡大は、購買力を刺激するわけはありません。

また、政府が期待した民間住宅建設百三十万戸の目標はとうてい達成できませんが、その原因は、地価の高騰と所得の伸び悩みによる住宅の取得能力の低下にあることは、政府の国民生活白書ですら認めるところであります。

民間の設備投資にしても、その不振は、個人消費と密接にかかわりを持つ中小企業の冷え込みが大きな要因となっています。したがって、失業者は増大し、完全失業者百二十六万人は、この三十六年間で最悪の状態を示し、完全失業率は、政府の統計でも二・二％と不況局面の指標となっております。

このように、政府の内需中心の経済成長の意図は崩れ、依然として外需に依存して、経済摩擦解消どころか、かえって激化の一途をたどり、政府の宣伝する日本経済全体の外需による良好さは、一方、国民生活の個々の分野の不況そのものという矛盾を露呈しているのであります。このようにして、総理の政治生命をかけた財政再建は破綻寸前にあります。

財政面では、不公平税制の是正が不十分なまま、大衆の税負担、受益者負担が進む一方、たと

えば公共事業をめぐる談合問題で明らかになったように、不当、不要な支出にメスが十分に加えられないまま、国債の大量発行という財政再建に逆行する措置をとらざるを得なかったものであります。その今回の国債も、全額を資金運用部資金で引き受けざるを得ないという、金融的困窮のあいまに国債消化を行わざるを得なかったものであります。まさに政府の経済、財政運営は限界を迎えていると言わざるを得ません。

次に、具体的な主な理由を指摘いたします。

その第一は、財政再建の中心である当初の二兆円の国債減額にかかわらず、六千三百億の国債増発であります。このことは、国債減額が一兆三千七百億に縮小し、公債依存度が当初の二六・二％から二七・四％に高まり、これは財政再建の明らかな後退を意味します。しかも、今回の補正後においてもさらに大幅な歳入欠陥が予想される深刻な状況の中で、まさに政府の財政再建路線は実質的に破綻したと断定せざるを得ません。

第二の反対理由は、税収の見積もりは、最近の経済実勢からして過大であると考えるからであります。

歳入は、見積もりだからといってずさんでよいわけはなく、的確な予測は政府の責務であります。いまや本年度の国債減額幅が当初の増税額相当にしかすぎない状況の中では、経済の実勢と異なる次元の歳入見積もりと断定せざるを得ないものであります。

第三の反対理由は、給与改善費の処理の問題であります。

予算の補正は、当初予算で予測できない支出を計上することが認められているもので、当初で一％のみの給与改善分を計上することは、そして補正でもって最終的に処理するやり方は、もはや改めるべきであります。まして、特例国債で賄っているという政府の強弁は、財政民主主義の立場からも、財政再建の立場からも認められないのであります。

以上、補正予算三案に対する反対の理由を申し上げましたが、最後に、鈴木総理が、財政再建が達成できない際には政治責任をとると明言されたことを、私たちも、そして国民も、しかと承っており、今回のF4ファントムの爆撃装置にかかわる問題は、わが党がとくに指摘してきたごとく、シビリアンコントロールの有名無実さを証明するものであり、政府の国権の最高機関に対する軽視、不誠実さのあらわれであります。まことに許しがたく、今後わが党は引き続き追及することを申し添えて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 草川昭三君。

(草川昭三君登壇)

○草川昭三君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十六年度補正予算三案に対し、反対の討論を行います。

まず冒頭に申し上げたいことは、本補正予算案審議中に、F4ファントム戦闘機の爆撃装置復活

問題が明らかにされました。これは防衛庁が事前に総理を初め国防会議にも説明せず、シビリアンコントロール、文民統制を全く形骸化したことを示すものであります。

思い出せば、そもそも五十六年度当初予算は自民党によって強行採決されたものであり、その非民主的手続が今回のF4ファントム爆撃装置問題につながっていることを忘れるわけにはまいりません。私は、その立場からも反対の討論を行うものであります。

私は、鈴木総理に率直に申し上げたいのであります。鈴木総理は、国民が今回の補正予算案を見て、どれほどの憤りとむなしさを抱いているか、御存じでありましょうか。

鈴木総理の行財政改革の公約は、その実行の初年度から大きくつまづいてしまいました。補正予算案における赤字公債の追加発行というこの事態に、国民の多くは、結局、総理の公約はいまいにされてしまおうのではないかとこの危惧を強めております。

行財政改革の名のもとに犠牲と負担を強いられ、国民の立場からすれば、政府みずからの身を削る努力もせず、また内需拡大に取り組まず、歳入の欠陥が出たので赤字公債の追加をお願いしますというのでは、納得できようはずがございせん。鈴木総理への不信を高めるばかりであります。

私は、今回の補正予算案提出に至る鈴木総理の

政治責任を厳しく指摘し、以下、反対する主な理由を申し上げます。

反対する第一の理由は、本補正予算案は、政府の経済運営の失敗を露呈するとともに、赤字公債の追加発行によって財政再建の根拠を揺るがすものであるということであり、

政府は、当初予算の編成に当たり、五十六年度を財政再建元年とすると称し、二兆円の赤字公債減額をするのであります。そのために、政府は、所得税の実質増税に対する国民の減税要求をあえて抑えつけるだけではなく、一兆四千億円に上る未曾有の大増税を行い、また公共料金の値上げを行うなど、財政再建の名において国民に幾多の犠牲を強いてきたのであります。

ところが、政府は、今回の補正予算案では、そうした経過をいとも簡単に棚上げをしてしまいました。すなわち、政府みずからの経済運営の失敗によってもたらされたところの歳入欠陥を、三千七百五十億円の赤字公債によって補おうとしているのであります。

私どもは、当初予算の審議に当たり、特に国民総支出の二分の一を占める個人消費の停滞を憂慮し、課税最低限の引き上げによる所得税減税の実施を強く要求をいたしました。しかし、政府は、物価が安定すれば個人消費は盛り上がり、内需主導の景気回復は実現できると強弁し、私どもの要求に耳を傾けようとしなかったものであります。果たせるかな、内需主導の景気回復は全くのか

け声倒れに終わり、五十六年度中にさらに赤字公債の再追加発行の懸念さえ強まっているのであります。五十七年度税収にも重大な影響を及ぼすことは必至と見なければなりません。内需拡大策をおろそかにし、歳入欠陥に追い込まれ、赤字公債の追加発行を余儀なくされた政府の責任はまことに重大であり、このような事態は、まさに鈴木内閣の国民に対する背信行為と言わなければなりません。

さらに、本補正予算案における地方交付税交付金の減額措置も、歳入欠陥によってもたらされたものであります。将来この負担を負わされる地方財政の立場からも、政府の経済運営の失敗を容認することはできないのであります。

反対する第二の理由は、歳入欠陥という事態に追い込まれながら、真剣な財源対策が講じられていないということです。

政府は、昨年押し迫って、赤字公債の追加発行を突発的に決定をいたしました。財政再建を至上課題とする政府としては、税収の推移を真剣に把握して、早期にこれを見きわめ、国民の前にその実態を明らかにすることが財政民主主義本来のあり方であります。そして、予想される歳入欠陥に対しては、行財政改革の視点から、経費の削減を徹底することをまず図るべきであります。

しかし、このような対応がなされなかったばかりか、今回の補正予算案における既定経費の節減額は六百億円にとどめられてしまっているのでは

ります。この額は、五十四年度の七百四十六億円、五十五年度の七百三十八億円を下回る低い節減額であります。五十五年度における三千七百四十億円にも上る不用額を見ても、節減の余地はまだまだ十分に残されていると言わなければなりません。徹底した既定経費の節減も行わず行財政改革を訴えても、国民が納得するわけがありません。私は、行財政改革の方向と逆行した本補正予算案を認めることはできません。

さらに、八月に行われた人事院勧告の完全実施の見送りが決定づけられていることも納得できません。労働基本権の規制との見合いで設けられている人事院勧告制度はあくまでも尊重すべきであり、人事院勧告の完全実施は当然であります。

以上、本補正予算案に反対する主な理由を述べましたが、最後に、景気停滞を見越して歳入欠陥を来した五十六年度の二の舞を踏まないために、五十七年度においては、われわれ野党が一致して要求する大幅所得税減税を断行するよう強く要求し、昭和五十六年度補正予算三案に対する反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 青山丘君。——青山丘君は御出席がありませんので、発言権を放棄されたものと認めます。

養輪幸代君。

〔養輪幸代君登壇〕

○養輪幸代君 私は、日本共産党を代表し、昭和

五十六年度補正予算三案について、反対の討論を行います。

討論に先立ち指摘しておきたいのは、F4ファントム戦闘機の爆撃装置復活問題についてであります。

今回の事態は、国権の最高機関である国会を欺いてまで、自衛隊の侵略的強化を推し進める今日の軍拡路線の危険な実態を如実に示すもので、断じて容認できません。

政府は、昭和四十三年以来三度にわたって、F4ファントムに爆撃照準装置等は装備しないと繰り返し、最近では、昨年十一月二十六日の参議院行革特別委員会において、改めて明言していたのであります。この答弁が全くの偽りであったことは、今日の事態で明らかです。しかも、改修の内容を総理自身も承知していなかったということ、シビリアンコントロールなるものさえ全くの有名無実にすぎず、国民の知らないところで軍備の増強、戦力の侵略的強化が着々と進められていることを示しております。

私は、日本国憲法と議会政治の名において、この政府の暴挙を糾弾し、当該予算の執行停止にとどまらず、全額削除することを主張いたします。かかる予算を含む補正予算案は、絶対に認めることができません。

以下、本補正予算案に反対する主な理由を申し述べます。

反対理由の第一は、本補正予算案が史上空前の

税収不足をもたらした、このままでは戦後初めての赤字決算となって、財政危機をますます激化させることです。

振り返れば、戦後の国債発行政策に初めて踏み切った昭和四十年補正予算は、国債依存体質を生み出す出発点となりました。続いて、五十年補正予算は、巨額の赤字国債発行によって収支のつじつまを合わせ、今日の泥沼の財政危機に陥る契機となったのです。

そして今回、一兆円を超える巨額の税収欠陥が予測されるにもかかわらず、政府がその事実さえ覆い隠そうとしていることは、自民党・鈴木内閣が財政に対する最低限の責任をも放棄したことを意味しています。

わが党は、審議を通じ、一月以降の今年度税収が前年度に比べ二九・一％も伸びるなどという補正予算案の想定が、何の現実的根拠も持たないことを事実を挙げて繰り返し指摘しました。そして政府に対し、直ちに対策をとることを重ねて要求したのです。ところが、政府は、歳入予算は見込みにすぎない、六月にならないとわからないなどの無責任きわまる答弁に終始しています。

言うまでもなく、わが国の憲法と財政法は、財政の国会議決主義、予算の単年度主義、収支均衡原則を定めています。政府の態度がこれらの諸原則に抵触することは明らかではありませんか。私は、鈴木内閣がいま重大な政治責任を問われていることを改めて強く指摘するものです。(拍手)

反対理由の第二は、本補正予算案が当面する深刻な消費不況をますます深め、国民生活圧迫をさらに推し進めるものとなっていることです。

五十六年度当初予算は、大増税、公共料金引き上げ、福祉、教育の切り下げという三重苦を国民にもたらしました。その結果が二年連続の消費の落ち込み、史上第三位、一万七千件を超える中小企業の倒産という今日の事態となっています。

したがって、補正予算に何よりも求められたのは、当初予算の反国民的政策を転換し、所得減税を初め国民生活を守る緊急対策を講ずることでした。

しかし、政府が実際にとった措置は全く逆ではありません。私学助成の十六億円追加カット、国立学校運営費の五十七億円削減、国立病院運営費の五億円引き下げ、地方交付税の四百四十億円の減額などで、これがもたらすものは、福祉、教育、そして自治体による住民サービスの一層の後退以外の何物でもありません。

さらに、公務員の給与改善を大幅に値切ったことも重大です。従来の慣例や予想された勧告水準を無視して、当初予算でわずか一割しか計上せず、しかも今度は、それを口実にして、労働基本権を奪った代償である人事院勧告制度を踏みにじったことは、鈴木内閣の反国民的な憲法感覚を如実に示すものと言わなければなりません。

(拍手)

反対理由の第三は、核戦争に反対し、核軍縮を求

昭和五十七年二月十六日 衆議院会議録第六号

める声が全世界に上がっているとき、本補正予算案が軍事費に対して一切メスを入れようとしなければかりか、その拡大の方向を示していることです。

周知のように、五十六年度当初予算の最大の特色は、軍事費がその伸び率において戦後初めて社会保険予算を上回ったことです。今回の補正予算でその差はさらに大きく開きました。

ミサイル積載大型護衛艦、E2C早期警戒機、C130H大型輸送機など、五十六年度予算で進められる軍備増強が、レーガン政権の限定核戦争政策に直結した三海峡封鎖、航路帯一千海里防衛など、自衛隊の参戦態勢強化を目的としていることは言うまでもありません。同時にそれは、来年度予算案に示される異常な大軍拡への出発点ともなっております。

私は、日本の将来に責任を持つ政治家の一人として、平和を愛する国民の一人として、二児の母として、いまこそわが国が軍拡ではなく軍縮を、軍事費増額ではなく大幅な削減を実行に移すべきことを強く主張するものです。(拍手)

以上、三点にわたって反対の理由を明らかにしてまいりました。このような補正予算を成立させるならば、国民生活と日本経済の困難、財政危機の泥沼化、平和の危機にさらに拍車をかけるだけであることを再度強調し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 依田実君。——依田実君は御出席がございませんので、発言権を放棄されたものと

と認めます。

これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) 三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第八号)

○議長(福田一君) 日程第一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。地方行政委員長中山利生君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山利生君登壇〕

○中山利生君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、

地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金金を四百三十九億六千八百万円増額するとともに、当該借入金の償還額のうち、所得税の特別減税措置に係る百五十四億八千八百万円についてはその十分の十に相当する額、所得税の自然減収に係る二百八十四億八千八百円についてはその二分の一に相当する額を、昭和六十二年から昭和七十一年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計へ繰り入れることとするものであります。

本案は、一月二十七日当委員会に付託され、去る九日世耕自治大臣から提案理由の説明を聴取しました。

同日本案に対する質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)外二件 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号

員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第二 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

日程第三 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、日程第三、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金につ

つき同意を求めるの件等六件

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔森喜朗君登壇〕

○森喜朗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

初めに、大蔵委員長提出、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る十日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮配帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十六年度において約十二億円と見積もられますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要

性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十六年度におきまして、低温、暴風雨等により東北、北海道地方などに水稲、麦、バレイシ、リンゴ等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金の支払いが増大し、これらの勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、両勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から同特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百二十万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができることとするものであります。

なお、これらの一般会計からの繰入金につきまして、後日、農業勘定または果樹勘定におきまして決算上の剰余が生じ、この剰余から再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除して、な

お残余がある場合には、それぞれこれらの繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰戻さなければならぬこととしたしております。

本案につきましては、去る十日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

人事官任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

商品取引所審議会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(福田一君) お諮りいたします。

内閣から、人事官に加藤大英君を、

宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を、

国家公安委員会委員に牛場大蔵君を、

日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を、

中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び

中村隆英君を、

商品取引所審議会会長に岡田覺夫君を、

同委員に久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君及び

森崎久壽君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、人事官及び日本銀行政策委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

員、中央社会保険医療協議会委員及び商品取引所審議会会長及び同委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも同意を与えるに決しました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午前二時十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君

法務大臣 坂田 道太君

外務大臣 櫻内 義雄君

大蔵大臣 渡辺美智雄君

文部大臣 小川 平二君

厚生大臣 森下 元晴君

農林水産大臣 田澤 吉郎君

通商産業大臣 安倍晋太郎君

運輸大臣 小坂徳三郎君

郵政大臣 箕輪 登君

国務大臣 河本 敏夫君

国務大臣 田邊 國男君

国務大臣 中川 一郎君

国務大臣 中曾根康弘君

国務大臣 原 文兵衛君

国務大臣 松野 幸泰君

国務大臣 宮澤 喜一君

○朗読を省略した議長長の報告

(見込額書受領)

一、去る九日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和五十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(要求書受領)

一、去る十日、内閣から、人事官に加藤大英君を任命したいので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、国家公安委員会委員に牛場大蔵君を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に久保田晃君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び中村隆英君を任命したいので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

員に平井富三郎君を任命したいので、日本銀行

法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意

を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、中央社会保険医療協議

会委員に伊藤善市君及び中村隆英君を任命した

いので、社会保険審議会及び社会保険医療協議

会法第十五条第五項の規定により本院の同意を

得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十日、内閣から、商品取引所審議会会長

に岡田覺夫君を、同委員に久保田晃君、酒巻俊

雄君、林周二君及び森崎久壽君を任命したいの

で、商品取引所法第三百三十九条第二項の規定に

より本院の同意を得たい旨の要求書を受領し

た。

(政府委員承認)

一、去る一月二十八日、福田議長は、鈴木内閣総

理大臣申し出の者を、第九十六回国会政府

委員に任命することを承認した。

内閣審議官 小野 博義

内閣総理大臣官房総務審議官 柳川 成順

内閣総理大臣官房対策室長 水田 努

内閣総理大臣官房総務審議官 廣瀬 勝

臨時行政調査会事務局次長 佐々木晴夫

臨時行政調査会事務局首席調査員 山本 貞雄

北方対策本部審議官 橋本 豊

警察庁長官官房審議官 鈴木 良一

警察庁刑事局保安部長 谷口 守正

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

行政管理局長官房審議官	門田 英郎
行政管理局行政管理局審議官	古橋源六郎
北海道開発庁計画監理官	富士野昭典
経済企画庁調整局審議官	大竹 宏繁
経済企画庁物価局審議官	佃 近雄
経済企画庁総合計画局審議官兼物価局審議官	川合 英一
科学技術庁長官官房審議官	高岡 敬展
科学技術庁原子力安全局次長	後藤 宏
環境庁長官官房審議官	大山 信
環境庁企画調整局環境保健部長	七野 護
国土庁長官官房審議官	川俣 芳郎
法務大臣官房審議官	龜山 継夫
法務大臣官房司	千種 秀夫
法制調査部長	藤井 宏昭
外務大臣官房審議官	松田 慶文
同	堂ノ脇光朗
同	宇川 秀幸
同	都甲 岳洋
外務大臣官房外務参事官	妹尾 正毅
外務省経済局次長	水野 繁
大蔵大臣官房審議官	佐藤 徹
同	矢澤富太郎
同	水野 勝
同	勝川 欣哉
同	吉田 正輝
大蔵省理財局次長	酒井 健三

同	小幡 俊介
大蔵省国際金融局次長	大場 智満
文部大臣官房審議官	宮野 禮一
厚生大臣官房総務審議官	正木 肇
厚生大臣官房審議官	吉原 健二
同	下村 健
厚生省環境衛生局水道環境部長	山村 勝美
厚生省医務局次長	山本 純男
農林水産大臣官房総務審議官	関谷 俊作
農林水産大臣官房審議官	大坪 敏男
同	古谷 裕
同	戸田 博愛
通商産業大臣官房審議官	斎藤 成雄
同	植田 守昭
同	平河喜美男
通商産業省通商政策局次長	黒田 真
通商産業省基礎産業局アルコール事業部長	石川不二夫
通商産業省機械情報産業局次長	石井 賢吾
資源エネルギー庁長官官房審議官	高橋 宏
運輸大臣官房総務審議官	石月 昭二
運輸大臣官房観光部長	西村 康雄
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長	永光 洋一
運輸省鉄道監督局民営鉄道部長	大井 圭介
運輸省自動車局整備部長	宇野 則義
運輸省航空局次長	山本 長

労働大臣官房審議官	寺園 成章
同	小粥 義朗
労働省労働基準局賃金福祉部長	望月 三郎
労働省職業安定局失業対策部長	加藤 孝
建設大臣官房総務審議官	川上 幸郎
建設省住宅局参事官	松谷蒼一郎
自治大臣官房審議官	小林 悦夫
同	矢野浩一郎
同	坂 弘二
同	津田 正
自治省行政局公務員部長	大嶋 孝
自治省行政局選挙部長	大林 勝臣
一、去る八日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。	
経済企画庁長官官房会計課長	守屋 友一
一、去る十日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。	
人事院事務総局任用局長	白戸 厚
人事院事務総局給与局長	斧 誠之助
(政府委員任命)	
一、去る一月二十九日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、二十八日議長において承認した小野博義外七十一名を、二十九日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	
一、去る八日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、	

て、八日議長において承認した守屋友一を、同日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	
一、去る十日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、十日議長において承認した白戸厚外一名を、同日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	
(政府委員退任)	
一、去る六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、六日付をもって経済企画庁長官官房会計課長横溝雅夫は経済企画庁調査局審議官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。	
一、去る十日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、十日付をもって人事院事務総局任用局長斧誠之助は人事院事務総局給与局長に、人事院事務総局給与局長長橋進は人事院事務総局長にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。	
(議席変更)	
一、去る九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。	
七〇	関 晴正君
七六	井上 一成君
八四	清水 勇君
九一	岩垂喜男君
九二	上田 哲君

昭和五十七年二月十六日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

二八	大原 亨君	二〇九	村山 喜一君	十二月二日委員辞任につきその補	十二月二日委員辞任につきその補
二九	井岡 大治君	二一〇	馬場 昇君	理事 和田 耕作君(理事竹本孫一君去る一月二十五日委員辞任につきその補	理事 中村 弘海君(理事越智通雄君去る十二月十八日委員辞任につきその補
三〇	北山 愛郎君	二一一	角屋堅次郎君	欠	欠
四六	川本 敏美君	二一二	安井 吉典君	一、去る九日、運輸委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	(常任委員辞任及び補欠選任)
四七	大島 弘君	二二三	下平 正一君	理事 草野 威君(理事西中清君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)	一、去る一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
四八	上田 卓三君	二二六	小林 進君	理事 近藤 元次君(理事原田昇左右君去る一月三十日委員辞任につきその補	議院運営委員
四九	山花 貞夫君	二二七	石橋 政嗣君	欠	辞任
五〇	日野 市朗君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	北口 博君
五一	小川 国彦君			欠	甘利 正君
五二	野口 幸一君			理事 近藤 元次君(理事原田昇左右君去る一月三十日委員辞任につきその補	田島 衛君
五三	伊藤 茂君			欠	田島 衛君
五四	吉原 米治君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	甘利 正君
五五	松沢 俊昭君			欠	田島 衛君
五六	新盛 辰雄君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
五七	中西 續介君			欠	田島 衛君
五八	後藤 茂君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
五九	渡部 行雄君			欠	田島 衛君
六〇	戸田 菊雄君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
六一	佐藤 敬治君			欠	田島 衛君
六二	沢田 広君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
六三	新村 勝雄君			欠	田島 衛君
六四	前川 旦君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
六五	森井 忠良君			欠	田島 衛君
六六	渡辺 三郎君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
六七	加藤 万吉君			欠	田島 衛君
六八	高沢 實男君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君
六九	島田 琢郎君			欠	田島 衛君
七〇	田邊 誠君			理事 渡辺 紘三君(理事堀之内久男君去る十二月二日委員辞任につきその補	田島 衛君

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

建設委員

不破 哲三君

四ツ谷光子君

辞任

大村 襄治君

足立 篤郎君

予算委員

辞任

足立 篤郎君

大村 襄治君

金子 一平君

宮崎 茂一君

武藤 嘉文君

関谷 勝嗣君

山田 耻目君

新盛 辰雄君

不破 哲三君

四ツ谷光子君

関谷 勝嗣君

武藤 嘉文君

宮崎 茂一君

金子 一平君

新盛 辰雄君

山田 耻目君

四ツ谷光子君

不破 哲三君

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

池田 淳君

山本 幸雄君

白井日出男君

平泉 涉君

平泉 涉君

白井日出男君

山本 幸雄君

池田 淳君

大蔵委員

辞任

麻生 太郎君

塚原 俊平君

今枝 敬雄君

渡辺 秀央君

白川 勝彦君

戸井田三郎君

平泉 涉君

中村 弘海君

山本 幸雄君

小此木彦三郎君

小此木彦三郎君

山本 幸雄君

塚原 俊平君

麻生 太郎君

戸井田三郎君

白川 勝彦君

中村 弘海君

平泉 涉君

渡辺 秀央君

今枝 敬雄君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

山原健二郎君

不破 哲三君

科学技術委員

辞任

塚原 俊平君

藤尾 正行君

平沼 赳夫君

藤本 孝雄君

小林 恒人君

山田 耻目君

藤尾 正行君

塚原 俊平君

藤本 孝雄君

平沼 赳夫君

山田 耻目君

小林 恒人君

予算委員

辞任

藤尾 正行君

佐藤 一郎君

藤本 孝雄君

近藤 元次君

山田 耻目君

武藤 山治君

不破 哲三君

山原健二郎君

武藤 山治君

沢田 広君

近藤 元次君

藤本 孝雄君

佐藤 一郎君

藤尾 正行君

沢田 広君

山田 耻目君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

上草 義輝君

藤本 孝雄君

藤本 孝雄君

上草 義輝君

法務委員

辞任

広瀬 秀吉君

山田 耻目君

山田 耻目君

広瀬 秀吉君

予算委員

辞任

藤本 孝雄君

北川 石松君

渡辺 栄一君

鴨田利太郎君

山田 耻目君

沢田 広君

木下敬之助君

塚本 三郎君

山原健二郎君

野間 友一君

北川 石松君

工藤 巖君

野間 友一君

不破 哲三君

鴨田利太郎君

渡辺 栄一君

工藤 巖君

藤本 孝雄君

沢田 広君

山田 耻目君

塚本 三郎君

木下敬之助君

議院運営委員

辞任

東中 光雄君

中路 雅弘君

中路 雅弘君

東中 光雄君

今枝 敬雄君

藤本 孝雄君

上村千一郎君

宇野 宗佑君

広瀬 秀吉君

山田 耻目君

宇野 宗佑君

上村千一郎君

藤本 孝雄君

今枝 敬雄君

山田 耻目君

広瀬 秀吉君

運輸委員

辞任

中馬 弘毅君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

依田 実君

通信委員

辞任

宇野 宗佑君

関谷 勝嗣君

藤本 孝雄君

北川 石松君

山田 耻目君

新盛 辰雄君

不破 哲三君

小林 政子君

依田 実君

山口 敏夫君

渡辺 栄一君

鴨田利太郎君

小林 政子君

辻 第一君

山口 敏夫君

中馬 弘毅君

鴨田利太郎君

渡辺 栄一君

予算委員

辞任

山口 敏夫君

依田 実君

宇野 宗佑君

関谷 勝嗣君

藤本 孝雄君

北川 石松君

山田 耻目君

新盛 辰雄君

不破 哲三君

小林 政子君

依田 実君

山口 敏夫君

渡辺 栄一君

鴨田利太郎君

北川 石松君 藤本 孝雄君
関谷 勝嗣君 宇野 宗佑君
新盛 辰雄君 山田 耻目君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

池田 淳君 藤本 孝雄君
白井日出男君 藤田 義光君
藤田 義光君 白井日出男君
藤本 孝雄君 池田 淳君

予算委員

辞任 補欠

藤田 義光君 大原 一三君
藤本 孝雄君 近藤 元次君
波辺 栄一君 鴨田利太郎君
辻 第一君 山原健二郎君
大原 一三君 藤田 義光君
鴨田利太郎君 波辺 栄一君
近藤 元次君 藤本 孝雄君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 補欠

北村 義和君 藤本 孝雄君
藤本 孝雄君 北村 義和君

予算委員

辞任 補欠

藤本 孝雄君 高村 正彦君
渡辺 栄一君 鴨田利太郎君
山原健二郎君 東中 光雄君
東中 光雄君 渡辺 栄一君
鴨田利太郎君 高村 正彦君
高村 正彦君 藤本 孝雄君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任 補欠

佐藤 文生君 藤尾 正行君
関谷 勝嗣君 藤本 孝雄君
近岡理一郎君 村山 達雄君
三塚 博君 武藤 嘉文君
山口 敏夫君 中馬 弘毅君
藤尾 正行君 佐藤 文生君
藤本 孝雄君 関谷 勝嗣君
武藤 嘉文君 三塚 博君
村山 達雄君 近岡理一郎君

通信委員

辞任 補欠

予算委員

辞任 補欠

藤尾 正行君 近藤 元次君
藤本 孝雄君 北川 石松君

武藤 嘉文君

村山 達雄君

渡辺 栄一君

金子 満広君

渡輪 幸代君

中馬 弘毅君

木下敬之助君

瀬長亀次郎君

北川 石松君

近藤 元次君

浜田卓二郎君

船田 元君

渡辺 省一君

岡田 正勝君

瀬長亀次郎君

金子 満広君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

中路 雅弘君

三谷 秀治君

三谷 秀治君

江崎 真澄君

小澤 深君

渡辺 省一君

浜田卓二郎君

船田 元君

瀬長亀次郎君

村上 弘君

依田 実君

岡田 正勝君

金子 満広君

藤本 孝雄君

藤尾 正行君

村山 達雄君

渡辺 栄一君

武藤 嘉文君

木下敬之助君

金子 満広君

瀬長亀次郎君

金子 満広君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任 補欠

小里 貞利君

金子 岩三君

木野 晴夫君

古賀 誠君

白川 勝彦君

江崎 真澄君

小澤 深君

大村 襄治君

三谷 秀治君

田島 衛君

近藤 元次君

牧野 隆守君

中路 雅弘君

小杉 隆君

東中 光雄君

小杉 隆君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

田島 衛君

中路 雅弘君

小杉 隆君

小澤 深君

江崎 真澄君

三谷 秀治君

田島 衛君

補欠

不破 哲三君

補欠

田島 衛君

小杉 隆君

補欠

上坂 昇君

山原健二郎君

長谷川正三君

補欠

大村 襄治君

藤本 孝雄君

金子 一平君

小澤 深君

江崎 真澄君

白川 勝彦君

古賀 誠君

小里 貞利君

大村 襄治君

小里 貞利君

小里 貞利君

小里 貞利君

昭和五十七年二月十六日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

金子 一平君	木野 晴夫君	村上 弘君	安藤 巖君	江藤 隆美君	野田 毅君
藤本 孝雄君	金子 岩三君	竹本 孫一君	神田 厚君	金子 一平君	宮崎 茂一君
農林水産委員		安藤 巖君	藤田 スミ君	澁谷 直藏君	狩野 明男君
岸田 文武君	金子 一平君	藤本 孝雄君	金子 一平君	瀬戸山三男君	堀原 俊平君
近藤 元次君	藤本 孝雄君	大村 襄治君	大村 襄治君	渡辺 栄一君	北川 石松君
船田 元君	船田 元君	渡辺 栄一君	矢野 絢也君	瀬戸山三男君	船田 元君
神田 厚君	神田 厚君	船田 元君	矢野 絢也君	藤本 孝雄君	坂井 弘一君
竹本 孫一君	竹本 孫一君	船田 元君	矢野 絢也君	白井日出男君	矢野 絢也君
上坂 昇君	上坂 昇君	船田 元君	矢野 絢也君	宇野 宗佑君	藤田 スミ君
石田幸四郎君	石田幸四郎君	船田 元君	矢野 絢也君	江藤 隆美君	依田 実君
長谷川正三君	長谷川正三君	船田 元君	矢野 絢也君	金子 一平君	熊川 次男君
矢野 絢也君	矢野 絢也君	船田 元君	矢野 絢也君	瀬戸山三男君	船田 元君
金子 一平君	金子 一平君	船田 元君	矢野 絢也君	宮崎 茂一君	金子 一平君
大橋 敏雄君	大橋 敏雄君	船田 元君	矢野 絢也君	榑崎弥之助君	依田 実君
正木 良明君	正木 良明君	船田 元君	矢野 絢也君	野田 毅君	江藤 隆美君
建設委員		船田 元君	矢野 絢也君	木下敬之助君	中野 寛成君
辭任		船田 元君	矢野 絢也君	大原 一三君	狩野 明男君
瀬崎 博義君	金子 満広君	船田 元君	矢野 絢也君	狩野 明男君	龜井 善之君
予算委員		船田 元君	矢野 絢也君	木村 守男君	木村 守男君
辭任		船田 元君	矢野 絢也君	北川 石松君	春田 重昭君
大村 襄治君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君	中野 寛成君	岩佐 恵美君
金子 一平君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君	東中 光雄君	金子 満広君
藤本 孝雄君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君		
渡辺 栄一君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君		
正木 良明君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君		
矢野 絢也君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君		
金子 満広君	船田 元君	船田 元君	矢野 絢也君		

決算委員

辞任

檜崎弥之助君
山口 敏夫君

補欠

山口 敏夫君
檜崎弥之助君

議院運営委員

辞任

高橋 辰夫君
保利 耕輔君
東中 光雄君
中路 雅弘君
野上 徹君
川本 敏美君
佐藤 誼君
清水 勇君
植竹 繁雄君
牧野 隆守君
栗山 明君
井上 普方君
中村 茂君
渡辺 三郎君
中村 茂君
佐藤 誼君
清水 勇君

補欠

栗山 明君
牧野 隆守君
中路 雅弘君
東中 光雄君
植竹 繁雄君
井上 普方君
中村 茂君
渡辺 三郎君
野上 徹君
保利 耕輔君
高橋 辰夫君
川本 敏美君
佐藤 誼君
清水 勇君

法務委員

辞任

鍛冶 清君
正木 良明君

補欠

正木 良明君
鍛冶 清君

予算委員

辞任

藤尾 正行君
正木 良明君
矢野 絢也君
龜井 善之君
鍛冶 清君
武田 一夫君

補欠

龜井 善之君
鍛冶 清君
武田 一夫君
藤尾 正行君
正木 良明君
矢野 絢也君

議院運営委員

辞任

佐藤 誼君
中村 茂君
中村 茂君
佐藤 誼君

補欠

中村 茂君
佐藤 誼君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

辞任

上草 義輝君
太田 誠一君
原田 憲君
藤尾 正行君

補欠

原田 憲君
藤尾 正行君
上草 義輝君
太田 誠一君

予算委員

辞任

藤尾 正行君
原田 憲君
藤尾 正行君
原田 憲君

補欠

原田 憲君
藤尾 正行君
原田 憲君
藤尾 正行君

予算委員

辞任

藤尾 正行君
原田 憲君
藤尾 正行君
原田 憲君

補欠

原田 憲君
藤尾 正行君
原田 憲君
藤尾 正行君

木下敬之助君

辞任

山原健二郎君
岡田 正勝君
岡田 正勝君
渡辺 貢君
木下敬之助君
藤尾 正行君
原田 憲君

補欠

岡田 正勝君
渡辺 貢君
木下敬之助君
藤尾 正行君
原田 憲君

議院運営委員

辞任

川本 敏美君
井上 普方君
川本 敏美君
井上 普方君

補欠

井上 普方君
川本 敏美君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

辞任

上草 義輝君
太田 誠一君
川田 正則君
岸田 文武君
北口 博君

補欠

小淵 恵三君
正示啓次郎君
澁谷 直藏君
根本龍太郎君
村山 達雄君

予算委員

辞任

大橋 敏雄君
小淵 恵三君
澁谷 直藏君
正示啓次郎君
根本龍太郎君
村山 達雄君

補欠

矢野 絢也君
近藤 元次君
工藤 巖君
中村喜四郎君
戸井田三郎君
大原 一三君

予算委員

辞任

小淵 恵三君
澁谷 直藏君
正示啓次郎君
根本龍太郎君
村山 達雄君

補欠

近藤 元次君
工藤 巖君
中村喜四郎君
戸井田三郎君
大原 一三君

予算委員

辞任

小淵 恵三君
澁谷 直藏君
正示啓次郎君
根本龍太郎君
村山 達雄君

補欠

近藤 元次君
工藤 巖君
中村喜四郎君
戸井田三郎君
大原 一三君

議院運営委員

辞任

高橋 辰夫君
保利 耕輔君
川本 敏美君
佐藤 誼君
清水 勇君

補欠

塚原 俊平君
加藤 紘一君
野口 幸一君
中村 茂君
渡辺 三郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
安全保障特別委員

辞任

金子 満広君
東中 光雄君
東中 光雄君
金子 満広君

補欠

東中 光雄君
金子 満広君

(公聴会開会承認)
一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
昭和五十七年度一般会計予算
昭和五十七年度特別会計予算
昭和五十七年度政府関係機関予算
一、意見を聞こうとする問題
昭和五十七年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

七十八条により承認を求める。

昭和五十七年一月二十九日

予算委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 福田 一殿

(議案提出)

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

書

昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

一、去る十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年度の議定書の締結について承認を求めるの件

地方交付税法等の一部を改正する法律案

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

以上三件 内閣委員会 付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算

書

昭和五十五年国産無償貸付状況総計算書

以上二件 決算委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号） 文教委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号） 大蔵委員会 付託

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号） 社会労働委員会 付託

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号） 商工委員会 付託

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号） 建設委員会 付託

石灰鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）

臨時石灰鉱業復旧法及び石灰鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三号）

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

以上三件 石炭対策特別委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）

以上二件 内閣委員会 付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号） 社会労働委員会 付託

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二号）

農用地開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二号）

以上二件 農林水産委員会 付託

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号） 建設委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有

効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の

文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第四号）

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（内閣提出、承認第二号）

以上二件 農林水産委員会 付託

（議案送付）

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十七年二月十日

通信委員長 水野 清

衆議院議長 福田 一 殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書 一四〇

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)

右

国会で提出する。

昭和五十七年一月二十五日

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十七年二月十日

決算委員長 永田 亮一

衆議院議長 福田 一 殿

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関する質問主意書(上井たか子君提出)

昭和五十六年度一般会計補正予算

予 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和56年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げ

る」とおりとする。

区 分	昭和56年度歳入予算額(千円)	補 正			改昭和56年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳 入	46,788,131,080	789,774,236	452,541,217	337,233,019	47,125,364,099
歳 出	46,788,131,080	627,050,966	289,817,947	337,233,019	47,125,364,099

第2条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」及び各省各庁の「予定経費補正要求書」並びに「国債・借入金現在の高及び償還年次表に関する補正調査」は、別に添附する。

第3条 昭和56年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和56年度において公債を発行することができる限度額「6,785,000,000千円」を「7,040,000,000千円」に改める。

2 昭和56年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定により公債を発行することができる限度額「5,485,000,000千円」を「5,860,000,000千円」に改める。

第4条 昭和56年度一般会計予算総則第10条第2項及び第3項を削り、第11条第1項の表第28号の金額の限度欄中「基準相場又は「外国為替及び外国貿易管理法」第7条」を「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場(以下「基準相場」という。)又は同条」に改める。

第5条 昭和56年度一般会計予算総則第11条第1項の表中、日本国有鉄道の公債により発行する鉄道債券に係る償還につき政府が保証することができる金額の限度「260,000,000千円」を「299,100,000千円」に改める。

甲号 歳入歳出予算修正
歳 入

主 管	部	款	項	補 正			額	
				追 加	修 正	差	引	額(千円)
総 理 府	雑 収 入	諸 収 入	特別会計受入金 弁償及返納金	4,170,711 4,170,711 0	△ 141,217 △ 141,217 △ 141,217	0	4,029,494 4,029,494 △ 141,217	4,170,711
			租 税	0	△ 359,400,000 △ 353,400,000	△ 359,400,000	△ 353,400,000	△ 359,400,000
			所得 税	0	△ 137,400,000	△ 137,400,000	△ 137,400,000	△ 137,400,000
			石 油 税	0	△ 49,000,000	△ 49,000,000	△ 49,000,000	△ 49,000,000
			物 品 税	0	△ 107,000,000	△ 107,000,000	△ 107,000,000	△ 107,000,000
			関 税	0	△ 60,000,000	△ 60,000,000	△ 60,000,000	△ 60,000,000
			印 紙 収 入	0	△ 6,000,000	△ 6,000,000	△ 6,000,000	△ 6,000,000
			日本専売公社納付金	16,561,628 16,561,628	0	0	16,561,628 16,561,628	16,561,628 16,561,628
			雑 収 入	82,017,531 80,000,000 2,017,531	0	0	82,017,531 80,000,000 2,017,531	82,017,531 80,000,000 2,017,531
			日本銀行納付金	630,000,000 630,000,000	0	0	630,000,000 630,000,000	630,000,000 630,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	公 債 金	255,000,000 375,000,000	0	0	255,000,000 375,000,000	255,000,000 375,000,000
			特 例 公 債 金	0	0	0	0	0

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議錄第六号 昭和五十六年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

一四三

前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額
歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正							

所 管 会 社	組 織	項 目	補 正 額			
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
国	会	衆 議 院	364,248	△ 94,513	259,735	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国	土	庁	国	土	庁
災害対策総合推進調整費	0	△	310,985	△	310,985
国土計画基礎調査費	0	△	8,100	△	8,100
定住構想推進調査費	0	△	34,450	△	34,450
国土調査費	0	△	18,000	△	18,000
豪雪地帯対策特別事業費	0	△	198,495	△	198,495
振興山村開発総合特別事業費	0	△	5,250	△	5,250
小笠原諸島振興事業費	0	△	10,264	△	10,264
離島振興特別事業費	0	△	1,942	△	1,942
計	0	△	9,474	△	9,474
596,960	△		596,960		596,960
26,444,139					
総 理 府 所 管 補 正 額 合 計	38,650,429	△	12,206,290		
法 務 省	1,552,244	△	128,184		1,424,060
法 務 省 本 省 費	0	△	8,779	△	8,779
外国人登録事務費	35,734	△	2,969		32,765
計	0	△	11,721	△	11,721
1,587,978	△		151,653		1,436,325
法 務 省 法 務 省 費	0	△	6,594	△	6,594
法 務 省 法 務 省 費	0	△	2,159	△	2,159
計	0	△	8,753	△	8,753
法 務 省 法 務 省 費	724,060	△	284,404		439,656
法 務 省 法 務 省 費	0	△	34,124	△	34,124
計	724,060	△	298,528		425,532
法 務 省 法 務 省 費	0	△	85,232	△	85,232
法 務 省 法 務 省 費	0	△	56,428	△	56,428
計	0	△	141,660	△	141,660
1,588,559	△		227,644		1,860,915

		一次産品共通基金出資					
		予備計	局費				
財 務 局 関	財 務 局 関	計	局 関 費				
	税 関 施 設 費	990,000	△	188,014,901	△	187,024,901	
	0	△	142,665	△	142,665		
	761,188	△	249,624		511,564		
	0	△	120	△	120		
	761,188	△	249,744		511,444		
	4,560,221	△	1,067,355		3,492,866		
	0	△	5,888	△	5,888		
	0	△	2,892	△	2,892		
	0	△	1,512	△	1,512		
大 蔵 省 所 管 補 正 額 合 計	計	4,560,221	△	1,077,597		3,482,624	
	6,311,409	△	189,484,907	△	183,173,498		
	0	△	152,250	△	152,250		
	0	△	1,023	△	1,023		
	0	△	1,983	△	1,983		
	0	△	19,200	△	19,200		
	73,816,108		0		73,816,108		
	5,223,354		0		5,223,354		
	0	△	1,506	△	1,506		
	106,455	△	694,167	△	587,712		
文 部 省 本 省	科 学 振 興 費	0	△	910,484	△	910,484	
	育 英 事 業 費	0	△	11,679	△	11,679	
	南 極 地 域 領 測 事 業 費	0	△	1,974	△	1,974	
	南 極 地 域 領 測 船 隻 運 送 費	0	△	1,630	△	1,630	
	社 会 教 育 助 成 費	0	△	151,576	△	151,576	
	体 育 振 興 費	0	△	192,567	△	192,567	
	0	△		△			
	0	△		△			
	0	△		△			
	0	△		△			

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 昭和五十六年度一級公債(第一号)及公債(第二号)の償還

一五〇

私立学校助成費	0	△	1,566,748	△	1,566,748
公立文教施設整備費	0	△	258,360	△	258,360
公立文教施設災害復旧費	796,264		0		796,264
国立学校運営費	12,688,515	△	5,771,842		6,896,673
国立学校船舶建造及施設費	0	△	283,157	△	283,157
計	92,610,696	△	10,019,546		82,591,150
文部本省所轄機関					
文部本省所轄研究所	0	△	36,818	△	36,818
文部本省所轄研究所施設費	0	△	287	△	287
国立社会教育研究所	0	△	2,099	△	2,099
日本学士院	0	△	44,801	△	44,801
国立青少年教育施設運営費	0	△	86,897	△	86,897
国立青少年教育施設整備費	0	△	1,755	△	1,755
国立青少年教育施設整備費	0	△	10,329	△	10,329
国立婦人教育会館	0	△	182,986	△	182,986
計	0	△	40,439	△	40,439
文化庁施設費	0	△	12,928	△	12,928
文化庁振興費	0	△	131,924	△	131,924
文化財保存事業費	0	△	166,443	△	166,443
文化財保存施設整備費	0	△	125,663	△	125,663
国立博物館	0	△	40,136	△	40,136
国立博物館施設費	0	△	110	△	110
国立美術館	0	△	38,052	△	38,052
国立美術館施設費	0	△	36	△	36
文化庁研究所	0	△	16,083	△	16,083
文化庁研究所施設費	0	△	15	△	15
日本芸術院	0	△	3,929	△	3,929
計	0	△	575,768	△	575,768
文部省所管補正額合計	92,610,696	△	10,778,290		81,832,406

厚生省	厚生本省	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所	
厚生省統計調査費	854,110	△	227,979	126,181
厚生學研究費	34,304	△	12,069	22,235
保健衛生諸費	0	△	32,986	32,986
結核医藥費	806,694	△	202,727	703,967
精神衛生對策費	64,970	△	805	64,165
國立病院及療養所經營費	13,926	△	13,058	868
國立病院及療養所施設費	14,476	△	8,131	6,345
國立病院及療養所施設費	6,651,491	△	496,689	6,154,802
生活保護費	0	△	36,588	36,588
身體障害者保護費	419,162	△	38,958	380,204
老人福祉費	722,478	△	25,555	696,918
婦人福祉費	6,665,924	△	5,398	6,660,531
社會福祉施設諸費	40,536	△	966	39,570
社會福祉施設整備費	53,665	△	271,919	218,254
社會福祉施設整備費	0	△	528	528
災害救助等諸費	0	△	320	320
兒童保護費	5,177,748	△	25,356	5,152,392
特別児童扶養手当等給付諸費	7,698	△	111	7,587
児童扶養手当給付諸費	38,269	△	594	37,675
社會保險國庫負擔金	1,065,152	△	284,044	781,108
厚生年金基金等助成費	298,074	△	10,049	288,025
國民健康保險助成費	6,648,606	△	4,862	6,643,744
國民年金國庫負擔金	1,403,761	△	136,323	1,267,438
遺族及留守家族等援護費	0	△	14,107	14,107
農業者年金実施費	0	△	3,915	3,915
計	30,576,039	△	1,854,032	28,722,007
厚生本省試験研究機關	0	△	71,784	71,784

農 林 水 産 省	血 清 等 製 造 及 検 定 費	0	△	1,890	△	1,890
	厚生本省試験研究所施設費	0	△	91	△	91
	計	0	△	73,765	△	73,765
	検 疫 所	0	△	176,243	△	176,243
	国 立 ら い 療 養 所	64,513	△	33,110		31,403
	国 立 ら い 療 養 所 運 営 費	0	△	2,065	△	2,065
	計	64,513	△	35,175		29,338
	国 立 更 生 援 護 所 運 営 費	0	△	63,480	△	63,480
	国 立 更 生 援 護 所 施 設 費	0	△	956	△	956
	計	0	△	64,436	△	64,436
	地 方 医 務 局	0	△	1,620	△	1,620
	地 方 医 務 局 事 務 所	0	△	6,275	△	6,275
	地 方 医 務 局 事 務 所 補 正 額 合 計	30,640,552	△	2,211,546		28,429,006
	農 林 水 産 省	1,349,557	△	155,401		1,194,156
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	77	△	77
	農 林 漁 業 保 險 費	0	△	830,667	△	830,667
	農 林 漁 業 統 計 情 報 費	63,270,662	△	129,104		63,141,558
	農 林 漁 業 振 興 費	0	△	194,216	△	194,216
	農 業 構 造 改 善 対 策 費	361,560	△	1,191,117	△	829,557
	農 業 者 年 金 等 実 施 費	0	△	727,223	△	727,223
	農 地 利 用 調 整 等 助 成 費	2,319,665	△	11,589		2,308,076
	へき地農山漁村電気導入事業費	42,778	△	16,781		25,997
	農 産 園 芸 振 興 費	0	△	457	△	457
	農 産 園 芸 振 興 費	34,349	△	280,891	△	256,542
	水 田 利 用 再 編 対 策 費	19,365,181	△	3,644		19,361,537
	国 産 大 豆 等 保 護 対 策 費	0	△	2,760,098	△	2,760,098
	農 業 改 良 普 及 対 策 費	587,211	△	242,573		344,638

農 林 水 産 技 術 会 議	畜 産 振 興 費	0	△	1,636,617	△	1,636,617
	食 品 流 通 等 対 策 費	3,337,309	△	529,224		2,808,585
	土地改良事業等指導監督費	0	△	11,241	△	11,241
	農業施設災害復旧事業費	38,578,429		0		38,578,429
	農業施設災害関連事業費	52,000		0		52,000
	計	129,299,201	△	8,630,020		120,669,181
	農 林 水 産 技 術 会 議	0	△	5,682	△	5,682
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	20,925	△	245,184	△	224,259
	農 林 水 産 業 技 術 振 興 施 設 費	0	△	1,216	△	1,216
	計	20,925	△	252,082	△	281,157
農 林 水 産 本 省 試 験 研 究 機 関 農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 機 関	農 林 水 産 本 省 試 験 研 究 所	0	△	232,498	△	232,498
	農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所	0	△	23,048	△	23,048
	農 林 水 産 本 省 檢 査 指 導 所 施 設 費	0	△	617	△	617
	計	0	△	23,665	△	23,665
	地 方 農 政 局	570,167	△	133,339		436,828
	海 岸 事 業 工 事 諸 費	0	△	984	△	984
	土地改良事業等工事諸費	214,793	△	29,911		184,882
	計	784,960	△	164,184		620,776
	北 海 道 統 計 情 報 事 務 所	0	△	3,538	△	3,538
	食 糧 管 理 費	0	△	5,291	△	5,291
北 海 道 統 計 情 報 事 務 所 食 糧 管 理 費	食 糧 管 理 費	0	△	92,409	△	92,409
	計	0	△	97,700	△	97,700
	林 野 庁	70,894	△	31,702		39,192
	林 業 振 興 費	130,630	△	337,730	△	207,160
	山林事業指導監督費	0	△	1,711	△	1,711
	山林施設災害復旧事業費	8,124,000		0		8,124,000
	山林施設災害関連事業費	225,000		0		225,000
	計	8,124,000		0		8,124,000
	計	225,000		0		225,000
	計	225,000		0		225,000

林業試験場	45,746	△	40,170	△	5,576
計	8,596,270	△	411,373	△	8,184,897
水産庁施設費	73,335	△	41,010	△	37,325
船舶建造費	0	△	1,128	△	1,128
漁業調査費	0	△	19	△	19
水産振興費	17,832	△	316,980	△	299,158
漁港整備事業指導監督費	1,737,207	△	2,661,330	△	924,123
漁港施設災害復旧事業費	0	△	776	△	776
水産庁試験研究所	3,675,000	△	0	△	3,675,000
真珠検査所	88,262	△	30,203	△	8,059
北海道さけ・ますふ化場	0	△	392	△	392
計	23,718	△	14,772	△	8,946
	0	△	10,303	△	10,303
農林水産省所管補正額合計	5,570,354	△	3,076,923	△	2,493,431
	144,271,710	△	12,891,983	△	131,379,727
通商産業省	497,063	△	383,471	△	113,592
通商産業統計調査費	0	△	16,487	△	16,487
工業再配置促進対策費	0	△	327,890	△	327,890
民間輸送機関免費	0	△	1,448	△	1,448
電子計算機産業振興対策費	0	△	38,919	△	38,919
情報処理振興対策費	0	△	86,978	△	86,978
民間航空機用ジョイントエンジン開発費	0	△	60,508	△	60,508
繊維工業構造改善対策費	0	△	114,109	△	114,109
計	497,063	△	1,037,462	△	540,389
通商産業本省検査所	0	△	11,900	△	11,900
工業技術院	0	△	9,762	△	9,762

[illegible]

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議錄第六号 昭和五十六年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

運輸本省試驗研究機關	港灣施設災害復旧事業費	5,116,000	0	5,116,000
	港灣施設災害復旧事業費	5,000	0	5,000
運輸本省試驗研究機關	計	5,995,895	5,230,174	765,721
	運輸本省試驗研究所	43,375	33,987	9,488
運輸本省試驗研究機關	運輸本省試驗研究所施設費	0	274	274
	計	43,375	34,211	9,164
運輸本省教育機關	學校及訓練施設費	0	162,014	162,014
	航空大學校施設費	0	728	728
運輸本省教育機關	計	0	162,742	162,742
	海運建設局	48,495	37,011	11,484
海運建設局	海運建設局	23,362	9,321	14,041
	陸運建設局	115,594	25,427	90,167
陸運建設局	陸運建設局	15,013	3,551	11,462
	地員労働保安委員會	0	1,542	1,542
地員労働保安委員會	海上保安官署施設費	904,211	642,778	261,433
	海上保安官署施設費	0	582	582
海上保安官署施設費	船舶建造費	0	2,698	2,698
	航路標識整備費	0	10,641	10,641
海上保安官署施設費	計	904,211	656,899	247,512
	海難審判庁	0	6,050	6,050
海難審判庁	海難審判庁	181,886	372,914	191,028
	静止氣象官署施設費	0	342,536	342,536
静止氣象官署施設費	氣象官署施設費	0	465	465
	氣象研究所	0	17,915	17,915
氣象研究所	計	181,886	733,830	551,944
	運輸省所管補正額合計	7,327,831	6,900,558	427,273

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議錄第六号 昭和五十六年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 昭和五十六年度一般會計補正予算(第一号)及〇〇同報告書

一五八

自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省 自治省	官庁営繕費	0	△	22,445	△	22,445
	土地区画整理組合貸付金	0	△	25,500	△	25,500
	河川管理施設整備費	21,400	△	10,392		11,008
	河川管理施設整備費	0	△	4,487	△	4,487
	建設事業指導監督費	0	△	21,865	△	21,865
	治水事業費	674,522	△	81,991		592,531
	海岸事業工事諸費	30,000	△	3,757		26,243
	住宅建設等事業費	19,561,027	△	0		19,561,027
	住宅対策諸費	62,622,779	△	532,250		62,090,529
	河川等災害復旧事業費	196,566,535		0		196,566,535
	河川等災害復旧事業費	294,073	△	1,600		292,473
	都市災害復旧事業費	286,000		0		286,000
	河川等災害復旧事業費	9,333,000		0		9,333,000
	計	289,389,336	△	881,549	△	288,507,787
	国土地理院	70,167	△	166,525	△	96,358
	建設本省試験研究所	0	△	44,079	△	44,079
	地方建設局	151,878	△	42,905		108,968
建設省 建設省 建設省 建設省 建設省 建設省 建設省 建設省 建設省 建設省	公園事業工事諸費	7,451	△	1,078		6,373
	計	159,324	△	43,983		115,341
	建設省所管補正額合計	289,618,827	△	1,136,136		288,482,691
	自治省	30,676	△	115,204	△	84,528
	地方交付税交付金	0	△	43,968,000	△	43,968,000
	地方債元利助成費	0	△	250,311	△	250,311
	地方公営企業助成費	0	△	117,673	△	117,673
	計	30,676	△	44,451,188	△	44,420,512
	消防庁	0	△	108,964	△	108,964
	消防施設等整備費補助	0	△	530,988	△	530,988

出 発 正 算 額 計	消 防 研 究 所	
	計	計
	0	0
	0	0
	30,676	45,096,684
	627,050,966	289,817,947
	837,223,019	

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧費、農業保険費、給与改善費等の追加措置を行う一方、既定経費、地方交付税交付金、予備費の修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の修正減少を見込むとともに公債金の増発を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、昭和五十六年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入	
当初	四六、七八八、一三二百万円
修正追加	七八九、七七四百万円
修正減少	四五二、五四一百万円
計	四七、一二五、三六四百万円
歳出	
当初	四六、七八八、一三二百万円
修正追加	六二七、〇五一百万円
修正減少	二八九、八一八百万円
計	四七、一二五、三六四百万円
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	△ 四五二、四〇〇百万円
2 専売納付金	一六、五六二百万円

3 雑収入	九四、六四八百万円
4 公債金	六三〇、〇〇〇百万円
(1) 公債金	二五五、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	三七五、〇〇〇百万円
5 前年度剰余金受入	四八、四二二百万円
歳出	
1 災害復旧費の追加	二六三、〇六七百万円
(1) 災害復旧等事業費	二六二、二七一百万円
(2) 公立文教施設災害復旧費	七九六百万円
2 農業保険費	六一、八二二百万円
3 給与改善費	一五五、二三八百万円
4 義務的経費の追加	三〇、九八八百万円
5 その他の経費	一一五、九三六百万円
(1) 水田利用再編対策費	一九、三六五百万円
(2) さけ・ます漁業協力事業費	一、六九九百万円
(3) 住宅対策費	八二、一八四百万円
(4) 国際分担金及び拠出金	七、一八四百万円
(5) その他	五、五〇四百万円
6 既定経費の節減	△ 六〇、〇五〇百万円
7 地方交付税交付金の減額	△ 四三、九六八百万円
8 予備費の減額	△ 一八五、八〇〇百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十七年二月十六日

衆議院議長 福田 一 衆議院議員 藤田 祐幸

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

昭和五十七年一月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年度特別会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和五十六年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省及び自治省所管		交付税及び歳与税配付金	
文 部 省 所 管	国 立 学 校	交 付 税 及 び 歳 与 税 配 付 金	交 付 税 及 び 歳 与 税 配 付 金
厚 生 省 所 管	国 立 学 校	交 付 税 及 び 歳 与 税 配 付 金	交 付 税 及 び 歳 与 税 配 付 金
農 林 水 産 省 所 管	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金
運 輸 省 所 管	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金
建 設 省 所 管	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金	農 業 共 済 再 保 險 金

第2条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」は、別に添附する。

第3条 昭和五十六年度特別会計予算総則第7条の表中、交付税及び歳与税配付金特別会計の借入金限度額「7,829,080,000千円」を「7,873,048,000千円」に改める。

第4条 昭和五十六年度特別会計予算総則第8条第1項の表中、交付税及び歳与税配付金特別会計の一時借入金等の最高額「7,829,080,000千円」を「7,873,048,000千円」に改める。

第5条 昭和五十六年度特別会計予算総則第17条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和五十六年度の国債(「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定により発行される国債を含む。)に対する運用「3,500,000,000千円」を「4,130,000,000千円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金	入	他 会 計 よ り 受 入	0	△ 43,968,000	△ 43,968,000
				48,968,000	△ 43,968,000	△ 43,968,000
				48,968,000	0	48,968,000
				48,968,000	0	48,968,000
文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	12,668,515	△ 6,054,999	6,613,516
				12,668,515	△ 6,054,999	6,613,516
				9,711,042	△ 4,448,860	5,262,182
				2,957,473	△ 284,801	2,672,672
厚 生 省	厚 生 保 險 定 入	入	他 会 計 よ り 受 入	1,065,152	△ 284,044	781,108
				1,065,152	△ 284,044	781,108
				1,065,152	△ 247,800	817,352
				0	△ 36,444	△ 36,444
出	出	出	補 正 額	1,065,152	△ 284,044	781,108
				1,065,152	△ 284,044	781,108
				1,065,152	△ 247,800	817,352
				0	△ 36,444	△ 36,444

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議錄第六号 昭和五十六年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書

一六二

[illegible]

[illegible]

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

一六四

出	歳	入	地方公共団体工事費負担金収入	366,495	△	27,437	339,058
			地方公共団体工事費負担金収入	366,495	△	27,437	339,058
出	歳	入	電気事業者等工事費負担金収入	22,598	△	1,672	20,921
			電気事業者等工事費負担金収入	22,598	△	1,672	20,921
出	歳	入	治水事業工事諸費	1,789,704	△	123,441	1,666,263
			治水事業工事諸費	1,789,704	△	123,441	1,666,263
出	歳	入	一般会計より受入	122,579	△	10,837	111,742
			一般会計より受入	122,579	△	10,837	111,742
出	歳	入	地方公共団体工事費負担金収入	31,808	△	2,465	29,338
			地方公共団体工事費負担金収入	31,808	△	2,465	29,338
出	歳	入	電気事業者等工事費負担金収入	63,818	△	7,209	56,609
			電気事業者等工事費負担金収入	63,818	△	7,209	56,609
出	歳	入	一般会計より受入	218,200	△	20,511	197,689
			一般会計より受入	218,200	△	20,511	197,689
出	歳	入	治水事業等治水勘定へ繰入	248,200	△	20,511	227,689
			治水事業等治水勘定へ繰入	248,200	△	20,511	227,689
出	歳	入	予備費	0	△	30,000	30,000
			予備費	0	△	30,000	30,000
出	歳	入	歳出補正額	248,200	△	50,511	197,689
			歳出補正額	248,200	△	50,511	197,689

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、農業共済再保険特別会計、治水特別会計等の入
特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)
1 交付税及び譲与税配付金特別会計

当初 歳入(百万円) 一七、〇四五、二二三
補正追加 四三、九六八
修正減少 四三、九六八
計 歳出(百万円) 一七、〇四五、二二三

2 国立学校特別会計
当初 歳入(百万円) 一、三九二、九九三
補正追加 一、二、六六八
修正減少 六、〇五五
計 歳出(百万円) 一、三九二、九九三

3 厚生保険特別会計
業務勘定
当初 歳入(百万円) 三三二、一八二
補正追加 一、〇六五
修正減少 二八四
計 歳出(百万円) 三三二、一八二

4 国立病院特別会計
計 歳入(百万円) 三三二、一八二
補正追加 一、〇六五
修正減少 二八四
計 歳出(百万円) 三三二、一八二

(1) 病院勘定
当初 歳入(百万円) 三〇〇、八〇六
補正追加 三、〇九二
修正減少 二六六
計 歳出(百万円) 三〇〇、八〇六

(2) 療養所勘定
当初 歳入(百万円) 二五六、六二〇
補正追加 三、五六〇
修正減少 二六七
計 歳出(百万円) 二五六、六二〇

5 国民年金特別会計
業務勘定
当初 歳入(百万円) 一、五一、一七一
補正追加 一、四〇四
修正減少 一三七
計 歳出(百万円) 一、五一、一七一

6 農業共済再保険特別会計
計 歳入(百万円) 一、五二、四三八
歳出(百万円) 一、五二、四三八

(1) 農業勘定
当初 歳入(百万円) 六五、一一三
補正追加 四九、三三三
修正減少 一一四、四六六
計 歳出(百万円) 六五、一一三

(2) 果樹勘定
当初 歳入(百万円) 九、九三四
補正追加 一、六七七
修正減少 二一、六一一
計 歳出(百万円) 九、九三四

7 自動車検査登録特別会計
当初 歳入(百万円) 三五、三六〇
補正追加 一、四四一
修正減少 一四一
計 歳出(百万円) 三五、三六〇

8 治水特別会計
計 歳入(百万円) 九〇五、四九六
歳出(百万円) 九〇五、四九六

(1) 治水勘定
当初 歳入(百万円) 一、五三五
補正追加 一、五三五
修正減少 九〇六、九〇三
計 歳出(百万円) 一、五三五

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定
当初 歳入(百万円) 一九一、一四九
補正追加 二一八
修正減少 二一
計 歳出(百万円) 一九一、一四九

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置
を講じようとしたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和五十七年二月十六日
衆議院議長 福田 一殿
予算委員長 栗原 祐幸
昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)
右
国会に提出する。
昭和五十七年一月二十五日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和56年度政府関係機関補正予算
予算総則補正

第1条 日本国有鉄道の昭和56年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条 昭和56年度政府関係機関予算総則第13条第1項の日本国有鉄道の借入金等の限度額の表中

長期借入金及び鉄道債券	
イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,368,900,000千円
ロ イ以外のもの	800,300,000

を

長期借入金及び鉄道債券	
イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,408,000,000千円
ロ イ以外のもの	862,200,000

に改める。

第3条 昭和56年度政府関係機関予算総則第17条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「1,053,331,403千円」を「1,079,932,742千円」に、基準外給与の額「588,611,605千円」を「603,566,059千円」に、給与の総額「1,641,943,008千円」を「1,683,498,801千円」に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	項	補正額			差引額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	額	
日本国有鉄道	損益勘定収入				
	運輸収入	0	△ 82,521,000	△	82,521,000
	資本勘定より受入収入	121,000,000	0		121,000,000
		121,000,000	△ 82,521,000		38,479,000

[illegible]

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道について、所要の補正措置を講ずるもので、概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

日本国有鉄道	
(1) 損益勘定当初	
収入(百万円)	支出(百万円)
四、〇五二、六〇一	四、〇五二、六〇一

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号 昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号) 及び同報告書 一六八

補正追加

一二一、〇〇〇

七六、三二二

修正減少

△ 八二、五二一

△ 三七、八三三

計

四、〇九一、〇八〇

四、〇九一、〇八〇

(2) 資本勘定

当初

二、二七二、九九三

二、二七二、九九三

補正追加

一〇一、〇〇〇

一一一、〇〇〇

修正減少

〇

△ 二〇、〇〇〇

計

二、三三三、九九三

二、三三三、九九三

(3) 工事勘定

当初

一、二三六、八七一

一、二三六、八七一

補正追加

〇

三、七七七

修正減少

△ 二〇、〇〇〇

△ 二二、七七七

計

一、二一六、八七一

一、二一六、八七一

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年二月十六日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 栗原 祐幸

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

右

国会に提出する。

昭和五十七年一月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八号第一項第三号中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第八号の三第二項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年度	二十五億円
昭和六十三年度	二十五億円
昭和六十四年度	二十五億円
昭和六十五年度	三十億円
昭和六十六年度	三十五億円
昭和六十七年度	四十五億円
昭和六十八年度	四十五億円
昭和六十九年度	四十五億円
昭和七十年度	五十五億円
昭和七十一年度	六十二億二千八百万円

附則第八号の三第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和五十六年度における第一項の借入純増加額(第七項の規定の適用を受けるものを除く。)については、第一項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二分の一に相当する額(当該借入純増加額のうち百五十四億八千八百万円については、その十分の一に相当する額)」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「千三百二十億円を加算した」を「千七百五十九億六千八百万円を加算した」に改め、同項の表中「七千三百二十億円」を「七千三百五十億円」に、「八千三十億円」を「八千六十億円」に、

「八千八百二十億円」を「八千八百五十億円」に、「九千七百九億八千万円」を「九千七百三十九億八千万円」に、「八千八百七十一億円」を「八千九百一十一億円」に、「七千六百九十億円」を「七千七百四十億円」に、「六千八百五十億円」を「六千九百億円」に、「四千六百七十億円」を「四千七百二十億円」に、「千四百八十億円」を「千五百四十億円」に改める。

附則第八項第七号中「附則第八条の三第九項」を「附則第八条の三第十項」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時 地方 特例 交付 金 の 額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	五十五億円
昭和七十一年	六十二億二千八百万円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するとともに、これに伴い後年度において一般会計から同特別会計へ繰り入れる臨時地方特例交付金の額

を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入

金を四百三十九億六千八百万円増額するとともに、当該借入金の償還額のうち、所得税の特別減税措置に係る百五十四億八千八百万円についてはその十分の十に相当する額、所得税の自然減収に係る二百八十四億八千万円についてはその二分の一に相当する額を昭和六十二年から昭和七十一年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計へ繰り入れることとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、昭和五十六年度補正予算における所得税の減額措置に伴う地方交付税の減少額を補てんとともに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、臨時地方特例交付金の額を増額しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の歳入において、借入金の追加額として四百三十九億六千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十七年二月九日

地方行政委員長 中山 利生

衆議院議長 福田 一 殿

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に

ついでにの所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十七年二月十日

提出者

大蔵委員長 森 喜朗

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十六年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額を

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号

昭和五十六年度の農産物再保険特別会計における農産物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案及び同報告書

一七〇

もつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
昭和五十六年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約十二億円である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十七年一月二十五日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百二十万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
昭和五十六年度において低温、暴風雨等による水稲、ばいれいしよ、りんご等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、昭和五十六年度において農業共済再

保険特別会計に生ずる農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百二十万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととしている。

二 議案の可決理由
昭和五十六年度において低温、暴風雨等による水稲、ばいれいしよ、りんご等の減収に伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金支払財源に不足をきたすことが見込まれるので、一般会計から同特別会計の農業勘定及び果樹勘定へ再保険金支払財源不足金を繰り入れることができることとする等の措置を講ずることは適切妥當なもの認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に伴う予算措置
昭和五十六年度の補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への

繰入金四百九十三億二千七百十萬二千円、同特別会計の果樹勘定への繰入金百十六億七千万円を計上している。
右報告する。

昭和五十七年二月十日

大蔵委員長 森 喜朗

衆議院議長 福田 一殿

衆議院会議録第四号中正誤

ベ	段	行	誤	正
一〇	三	元	子定	予定
一〇	一	六	貿早	貿易
一〇	二	三	これを	それを
一〇	三	七	政策	対策
一〇	一	四	価格	物価
一三	二	三	さすまじい	すさまじい
一三	二	四	減税をしてや	減税をしてや
二七	一	六	現状ですが。	現状です。
二七	二	七	研漢	砂漠

昭和五十七年二月十六日 衆議院會議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五三 四二二(大代)

定価一部
三三〇円